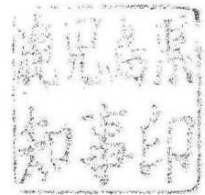


変更指令森推第03号  
霧島市国分敷根141番地  
株式会社キリシマ

平成27年1月29日付けで申請のあった林地開発変更許可申請については森林法第10条の2第1項及び第4項の規定により別紙条件を附して許可します。

平成27年 5月22日

鹿児島県知事



記

開発行為に係る森林の所在場所	霧島市霧島永水字トンダン3584番1 外105筆
開発行為に係る森林の土地の面積	58.4646ha
開発行為の目的	工場、事業場の設置（太陽光発電施設）
教示	この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをし、又は行政事件訴訟法の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定を知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

# 許 可 条 件

- 以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。
- 開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。また、開発行為の変更及び許可後の届出等については「森林法施行細則」に従い遅延なく手続きを行うこと。
- 表に示す主要防災施設の工事が完了したときは、知事に「主要防災施設工事完了届出書」を提出し、県の完了確認を受けなければならない。

主要防災施設	数 量	摘 要
調 整 池	4 基	<p>A調整池 形式：コンクリート構造 設計調整容量 V=74,817m<sup>3</sup> 設計堆砂容量 V=11,938m<sup>3</sup> オリフィス (B)0.92m×(H)0.92m</p> <p>B調整池 形式：コンクリート構造 設計調整容量 V=7,591m<sup>3</sup> 設計堆砂容量 V=2,226m<sup>3</sup> オリフィス (B)0.30m×(H)0.30m</p> <p>C調整池 形式：コンクリート構造 設計調整容量 V=17,218m<sup>3</sup> 設計堆砂容量 V=2,860m<sup>3</sup> オリフィス (B)0.90m×(H)0.90m</p> <p>D調整池 形式：コンクリート構造 設計調整容量 V=13,707m<sup>3</sup> 設計堆砂容量 V=4,351m<sup>3</sup> オリフィス (B)0.40m×(H)0.37m</p>

- 開発行為者は「主要防災施設工事完了確認通知書」の送付を受けた後でなければ主要防災施設以外の新たに認められた開発行為に着手してはならない。
- 周辺の道路、水路等に土砂が流出しないよう細心の注意を払うこと。
- 切土、盛土をする場合には、下流に対する安全を十分に確認し、強雨時、強風時、台風襲来時には、施工途中の切土、盛土が流出又は崩壊しないように、流出及び崩壊の防止措置を講ずること。
- 切土後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合には、防災措置を講ずること。



- 8 法面又は法肩付近の不安定な岩塊，土塊，樹根等は除去すること。
- 9 盛土は，30cmないし40cm毎に十分な締め固めを行うこと。
- 10 開発行為に起因する苦情その他の諸問題については，開発行為者が責任をもって適切に対処すること。
- 11 県が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には，これを拒否しないこと。

